

平成 28 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 28 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 29 年 3 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 19 名

(事務局) 6 名

欠席委員 2 名

3. 議案

議案第 11 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (5 件)

議案第 12 号… 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 13 号… 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について (5 件)

議案第 14 号… 農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について (2 件)

4. その他

開会 午前 10 時 30 分

〔事務局長 ●●〕 平成 28 年度第 6 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 19 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

〔会長〕 挨拶

本日の署名委員 (7 番 ●●委員 8 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 11 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 22 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、東京都●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で 6 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●	面積	250 m ²
同所同字 ●●番●	面積	197 m ²
同所字●● ●●番	面積	109 m ²
同所同字 ●●番●	面積	74 m ²
同所字●● ●●番●	面積	34 m ²
同所同字 ●●番	面積	107 m ²
合計面積		771 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を 3 月 21 日に事務局●●さん、譲受人の●●さん、また、譲渡人の●●さんは東京在住ですので帰れないということで代理人として●●さんの妻の従弟であります●●くんに出席いただきまして 4 名でおこないました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 23 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、いの町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 540 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 3 月 24 日に譲受人●●さん、事務局●●さんとで行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 24 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で 2 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番● 面積 126 m²

同所同字 ●●番● 面積 134 m²

合計面積 260 m²

地目は全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 3 月 22 日に譲受人の●●さんと事務局の●●さんと私とで確認いたしました。

現地は●●さんの家の前で、家まで行くのに道が30メートルくらい続いています但那側の土地があります。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、茶畑で農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

[会 長]

受付第8号、第9号ともに譲受人または賃借人が同一なので一括して事務局より説明をお願いします。

○受付第8号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●番● 面積 308 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、使用貸借の5年間となっています。

○受付第9号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、南国市●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●番 面積 811 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月24日に権利を取得する●●さん、事務局●●さんの立会いのもとで行いました。権利を取得する●●さんは町外在住ですが●●に持家がありまして週に3日から4日帰ってこの畑を耕作するとお聞きしております。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が使用貸借合わせまして10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

これらの件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第12号

（農地法第4条の規定による許可申請書審議について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 253 m²

地目は台帳・現況とも畑

転用理由は、居宅新築のため。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3月27日に申請人●●さんと事務局●●さんと私の3名で、現地確認を行いました。

現地は畑で現在お茶、一部野菜が耕作されています。

まず事業実施の確実性については

1. 申請人の●●さんの資金能力は現在仕事に就いておらず自己資本により土地の造成、及び居宅新築するそうです。資金能力について委員はこれ以上深い質問はしておりませんが資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後12月20日までに実施することを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。申請農地はご自宅に隣接しており同居する家族の介護、自身の老後生活を考慮し老朽化した現自宅に代替するには適している土地だと思います。

6. 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、変則的な形をしまして最小限度の造成となっており、問題ないと思われます。

次に被害防除について

1. 対象地は平たんな土地で、土砂の流出又は崩壊その他の災害についても、問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は現自宅に使用している排水管への接続等で周辺農地への影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、隣接する農地の所有者が2名いらっしゃいますが条件なしで承諾されていることを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

議案第13号

(農地法第5条の規定による許可申請書審議について)

[会 長]

受付第1号から第5号のすべての案件で賃借人が同一なので一括して事務局より説明をお願いします。

[事務局 ●●説明]

○受付第1号

賃貸人は仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 214 m²

地目は台帳は田、現況は畑

転用理由は、資材置場への転用です。

○受付第2号

賃貸人は仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 386 m²

同所同字 ●●番● 面積 138 m²

合計面積 524 m²

地目は台帳は田、現況は畑

転用理由は、資材置場への転用です。

○受付第3号

賃貸人は仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 161 m²

地目は台帳、現況とも畑

転用理由は、資材置場への転用です。

○受付第 4 号

賃貸人は仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 244 m²

同所同字 ●●番● 面積 241 m²

合計面積 485 m²

地目は台帳は田、現況は畑

転用理由は、資材置場への転用です。

○受付第 5 号

賃貸人は埼玉県●●の●●さんと仁淀川町●●の●●さんの 2 名

土地の所在は●●字●● ●●番 面積 99 m²

地目は台帳は田、現況は畑

転用理由は、資材置場への転用です。

受付第 1 号から第 5 号の賃借人

仁淀川町●●の●●さん

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3 月 2 4 日に賃借人の●●さんと事務局の●●さんと私の 3 人で現地確認を行いました。10 年間の賃貸契約で資材置場にしたいということで見に行きましたが●●さんは町外に出られてほとんどこっちに帰ってきておりません。また●●さん夫婦も埼玉県にいますということです。この資材置場の話が出てきてから木を切らしてもらいましたが、その前は手入れがされていない状態でした。

まず事業実施の確実性については

1. ●●さんは安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。
6. 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、問題ないと思われます。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま資材置場とするため問題はないと思われます。

2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。なお、●●番●の●●さんの一部の土地についてははやくも転用されており所有者より始末書が出ております。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

これらの件については、全員賛成となり許可と決定する。

議案第 14 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●字●● ●●番● 112 m²中 9 m²

地目は、台帳、現況とも畑となっております。

変更後の用途は、携帯電話アンテナ基地局(KDDI)です。

変更理由は、携帯電話アンテナ基地局設置の為。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月23日事務局●●さんと現地確認してまいりました。写真の私が立っているところの前で茶畑に沿った台形で9平米を取るように聞いております。周辺の環境に悪影響はないと思います。ちょうど私の立っているところの奥に●●ヘリポートがありまして、作物の生えてない適当なところは他にないと思いますので審議をよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第 4 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は埼玉県●●の●●さんと仁淀川町●●の●●さんの2名

土地の所在は、仁淀川町●●字●● ●●番 611 m²

地目は、台帳は田、現況は畑となっております。

変更後の用途は、仁淀川町内の山林から搬出する原木の資材置場です。

変更理由は、地域経済の重要な産業である林業の資材置場がなく、申請地を拡張することにより作業効率の向上を図るため。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月24日に●●さん、事務局の●●さん、私とで確認をしてまいりました。先ほど事務局からも説明がありましたが●●さんは県外におり、たまにしか帰ってこないということで手入れもされていないので農用地の除外申請が出ております。許可下りしだい資材置場として拡張し●●さんに賃貸してもらいたいということです、ご審議よろしくをお願いします。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

なし

〔会 長〕 以上で平成28年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 11 時 10 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員